相続定期預金「天（そら）からの手紙」

2026年9月14日現在

1．商品名「愛称」		・くれしん相続定期預金「天（そら）からの手紙」
2．販売対象		・相続により取得された資金（※）を原資として、資金取得後1年6ヵ月以内にお預入れいただける個人および個人事業主の方。 ※お申込みは、原則1被相続人に対し1相続人１回のみとさせていただきます。 ※他の金融機関でお受取りの相続預金もお預入れ可能です。 ※相続により取得した、死亡保険金および不動産、有価証券等の換金代金も対象となります。
3．必要書類等		①お預入れいただく方の本人確認資料（運転免許証・個人番号カード等） ②お届け印 当金庫以外の金融機関で相続手続きをされた方は以下の書類も併せてお持ちください。 お持ちいただいた書類により相続財産の取得状況および資金の原資が確認できない場合は、必要に応じて追加書類をお願いする場合もございます。 ③相続資金取得時期が確認できる書類 例）被相続人名義の解約済通帳と計算書等の写し 相続資金等が振込（入金）された通帳の写し 保険会社より送付される「支払通知書」の写し ④お預けいただく方が相続人であることが確認できる書類 例）戸籍謄本の写し 遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し 遺産分割協議書の写し 相続税の申告書の写し ⑤お預入れの原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 例）金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し 遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し 遺産分割協議書の写し 相続された不動産、有価証券等の売却代金が確認できる書類の写し 保険会社より送付される「支払通知書」の写し
4．期　間		・1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いとなります。
5．預　入		
	(1)預入方法	・一括預入
	(2)預入金額	・10万円以上10億円未満 ※相続により取得した資金の範囲内とさせていただきます。
	(3)預入単位	・1円単位
6．払戻方法		・満期日以後に一括して払戻します。
7．利　息		
	(1)適用金利	・固定金利 ・預入時のスーパー定期（1年）の店頭表示利率に年1.00%を上乗せした利率を約定利率とし満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期（1年）の店頭表示利率を適用します。
	(2)利払方法	・満期日以後に一括して支払います。
	(3)計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
8．税　金		・お利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります （ただし、マル優を利用の場合は除きます）。

<table>
<tr><td>９．手数料</td><td>―</td></tr>
<tr><td>１０．付加できる特約事項</td><td>・預入形態は証書式および通帳式（総合口座を含む）とします。
・「総合口座」の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率）
・マル優のお取扱いができます。</td></tr>
<tr><td>１１．中途解約時の取扱い</td><td>・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第3位以下切捨て、下記による計算が解約日の普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします）および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
期間別中途解約利率一覧<table><tr><td>預入期間</td><td>適用金利</td></tr><tr><td>6ヵ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr><tr><td>6ヵ月以上1年未満</td><td>約定年利率×20%</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>１２．金利情報の入手方法</td><td>・窓口へご照会ください。</td></tr>
<tr><td>１３．苦情処理措置・
紛争解決措置</td><td>・苦情処理措置
本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-32-8883）にお申し出ください。
・紛争解決措置
東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。
なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</td></tr>
<tr><td>１４．その他参考となる事項</td><td>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。</td></tr>
</table>

相続定期預金「天(そら)からの手紙」

呉信用金庫